

# 平成29年度 相談支援事業所ひだまり 特定相談支援・障害児相談支援事業計画書

## 1 事業の方針

相談支援事業所ひだまりは、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

また、指定相談支援の実施に当たっては、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立って、支給決定障害者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立におこなわれるように努める。

上記の他、関係法令等を遵守し、事業を実施する。

## 2 事業所名及び所在地

- (1) 名称 相談支援事業所ひだまり
- (2) 所在地 福島県須賀川市小作田字仲田23番地1

## 3 従業者の人数

管理者兼相談支援専門員 1名

## 4 契約利用予定者数

平成29年4月～平成30年3月  
延べ契約利用予定者数 171名

## 5 サービス提供予定時間

1件当たり 12.5時間

## 6 収支予算書

別紙のとおり

## 7 事業概要

- (1) 生活全般に係る相談
  - ア 生活全般に関する相談
  - イ サービスの利用意向（現在のサービス）
  - ウ 解決すべき課題の整理
  
- (2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
  - ア サービス担当者会議の開催
  - イ 複数サービスに共通の支援目標
  - ウ 役割分担
  
- (3) サービス利用計画の作成
  - ア 生活に対する意向
  - イ 総合的な支援の方針
  - ウ サービスの目的
  
- (4) 訪問によるモニタリング
  - ア 本人の意向
  - イ 計画の達成
  - ウ サービスの種類、内容、支給量
  
- (5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜  
(1)から(4)に附帯するその他必要な相談支援、助言等。

8 事業を行う地域  
須賀川市、鏡石町、天栄村

## 9 対象者

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 精神障害者
- (4) 障害児
- (5) 難病等対象者

## 10 相談日及び相談時間

- (1) 相談日 月曜日から金曜日（国民の祝日、年末年始は除く）
- (2) 相談時間 8時30分から17時15分